

株式会社中国放送からの意見書について

P 1・・・株式会社アイ・キャンからの裁定申請について

P15・・・Kビジョン株式会社からの裁定申請について

2007年7月12日

総務大臣 菅 義偉 殿



郵便番号 730-8504
住所 広島市 21番3号
氏名 株式会社 放送
代表取締役 安東 善博
電話番号 082-222-1112
(総務部)

意見書

株式会社アイ・キャンより、2007年5月30日付けで提出
されました、総務大臣裁定申請について、有線テレビジョン放送
法第13条第4項の規定により、別紙の通り意見を申し述べます。

1. 当社の名称と代表者氏名ならびに住所

名称 株式会社 ちゅうごくほうそう 中国放送
代表者 代表取締役社長 あんどうよしひろ 安東善博
住所 ひろしましなかくもとまち 2 1 ばん 3 ごう 広島市中区基町 2 1 番 3 号

2. 有線テレビジョン放送法第 1 3 条 2 項本文の同意をしない理由

(1) 当該ケーブル事業者の不適合性

当社は当該ケーブル事業者の旧業務区域については、当社の放送区域でもあるため 1992 年より同意をしております。また、2001 年 4 月の当該ケーブル事業者の業務区域拡張工事による再送信同意の際、今後計画されている当社の放送区域を逸脱した地域での再送信は認めないことを申し入れし、当該ケーブル事業者より「申し入れを遵守する」との回答を得ております。

今回同意を求められている業務拡張区域については 2006 年の同意申請当初より、当社の放送区域から逸脱していることや著作権問題などから、文書にて不同意を通知しています。しかしながら当該ケーブル事業者は、2001 年の両者間の確認があるにもかかわらず、業務区域を拡張し当社の意向を無視して再送信を行っておりました。本協議に際しても当該ケーブル事業者は、同意なき再送信は違法行為であることを認めております。また当該ケーブル事業者の本年 6 月 15 日の株主総会で、当社に対する違法行為を認めておりますが、株主としての当社からの要求にもかかわらず、議事録にその事実を残そうとしません。

当該ケーブル事業者は同意を得ずに実施していた業務拡張区域の再送信を、当社の要求により止める際に、契約者に対して「弊社のアナログ放送再送信サービスにつきまして、これまで山口県内放送局および広島県内放送局と協議をして岩国市の状況を理解していただいた上で各局の許可を得、放送を再送信してまいりました<資料 1>」と事実と反する表記をした放送停止通知文を送付しました。そして当社からの指摘と訂正要請により、訂正文書を契約者に出した経緯があります。このように

契約者に対して自社の違法性を隠す虚偽の通知をしています。

加えて、株式会社広島東洋カープは「広島民放局が同意していることを条件に、アイ・キャンの再送信を認める」としているのにもかかわらず、当該ケーブル事業者は「カープから許可をもらっている」と、当社に虚偽の報告をしています。

また当社は昨年5月以降、当該ケーブル事業者から再送信についての協議要請がある度に誠実に対応し、当社の考え方を説明してきましたが、当該ケーブル事業者はこうした経緯を無視し、当社に何の事前連絡なく大臣裁定を申請しております。

更に、当該ケーブル事業者は保守や工事などで再送信を止める際に当社への報告義務があるにもかかわらず、当社への連絡あるいは相談を一切しておりません。

以上の点から当該ケーブル事業者は、適格性を欠きながら大臣裁定を申請しています。

(2) 免許制度の下での「放送の意図しての地域」

当社の再送信をどの地域で認めるかは、当社固有の判断事項です。当社としては「放送の意図しての地域」は「免許上の放送区域」であると考えます。

この「意図しての放送地域」は「情報通信審議会」第3次中間答申でも、IPマルチキャスト再送信の地域性の取り扱いにおいて、「再送信をどの地域に認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項」、「放送事業者の判断を担保するため、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性がある」として、「放送の意図しての地域性」を認めております。

また、「免許上の放送区域」は、総務省令「放送局の開設の根本的基準」第2条の11号で定義され、電波監理委員会告示昭27第1923号により、全国の都市ごとに放送区域として確保すべき電波の強さが指定されております。

更に、電波法においては総務大臣の権限として「放送用周波数使用計画」を策定することが明記されております。

この周波数使用計画は歴史的経緯、地理的条件から勘案して、放送局の置局が周波数の公平かつ能率的使用に合致するように策定されております。

以上のことから問題になっている再送信は、当該ケーブル事

業者の業務区域が拡大したことによる営業上の理由からにすぎず、当社の「放送の意図しての地域」および「免許上の放送区域」を逸脱しています。

(3) 地元放送事業者による地域の災害情報放送の重要性

当社は1981年に広島県と「災害時における放送要請に関する協定」を結んでいます。この協定の趣旨は、県から災害についての放送を求められた場合、「内容を検討し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統についてその都度決定し、放送するものとする。ただし、放送できないとき又は、放送要請をした事項に疑義があるときは、直ちに甲（県）にその旨を連絡するものとする」というものです。当社は地域免許制度の下で、自治体から得た災害情報を自らの判断で地域住民のために放送し、自治体もそれを強く望んでいます。広島県の他には、1985年に同名の協定を広島市とも結んでいます。山口地区においても、すべての地元民間放送局及びNHK山口放送局と山口県との間で、同名の協定が締結されています。

また、2005年に「市町、県、放送事業者の間の避難勧告等の情報伝達体制に関する会議」の中で、当時の総務省中国総合通信局の放送課長が、「災害時には必ずテレビやラジオをつける重要さが、改めてクローズアップされている。全ての放送局で、同じタイミングでできることが大切」と挨拶されています。これは、総務省も地元局の災害放送について強く望んでいることを象徴的に表す発言だと受け止められます。

こうした状況の中、区域外再送信の視聴が常態化することになると、地元放送局による居住区域における有事の際の放送や緊急災害情報が伝わらないことが危惧され、ひいては住民の生命や財産が脅かされることとなります。

また、地元放送局が放送する行政情報など地元情報に接する機会が減ることにもなり、これは住民にとって著しく不利益になるものと思われます。

(4) CM（コマーシャル）の地域性

民間放送事業者の主たる収入源であるCMは、広告主や視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っております。また、同じ系列の同じ番組でも、地域によってCMが異なることも少なく

ありません。

特定の商品需要拡大を目的として、地域限定CMやキャンペーンCMをスポット的に放送することがよくありますが、区域外にこのようなCMが再送信されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことになり混乱を招くこととなります。

一方で、山口県を対象としないCMが山口県内に流れることは、地元経済の活性化という面からも好ましくありません。広告媒体としてのテレビは、地元企業の発展に寄与するものと考えます。山口県においても、地元放送事業者の媒体力が低下することは、地元経済にとって明らかなマイナス要因となります。

(5) 著作権の問題

当社の放送する番組はプロ・アマチュアの区別なく、多くの方から番組内の著作物使用許諾を受けて成り立っています。

当社と当該ケーブル事業者とは、権利者5団体のみならず、アウトサイダー（その他の団体および個人の権利者）も含めて当該ケーブル事業者が権利処理を行うという前提で旧業務区域のみ再送信同意契約を交わしています。しかし当該ケーブル事業者が全ての権利処理を実際に行っているという実績は確認できません。

現在当該ケーブル事業者は、5団体の権利処理については対応済みとの見解を示していますが、当社はまだ協議途中と認識しております。またアウトサイダーへの権利処理対応について、当社に具体的な提示はいままで一切ありません。

このように当該ケーブル事業者は、著作権対応が不明確な上、新業務区域においては、当社が停止を要求するまで許諾なき再送信を行うという、著作権法上の違法行為も行っていました。

(6) 危機に直面する情報の地方分権

そもそも、県域免許制度は電波の有限希少性に基づくものであることは言うまでもありませんが、その電波の利用者たる民間放送事業者に対して国は様々な義務と責任を付加し、勝手気ままな運用ができないように制度付けてきました。その最たる課題が現在進行中のデジタル化設備投資に見られる放送区域内あまねく視聴可能化義務であり、また発足以来果たしている番

組総合編成の中での地域の日常的情報ライフラインとしての責任であります。

その双方を満たす努力を地方の民間放送事業者が続けているからこそ、一般的に当該放送区域内の視聴者は他の放送区域のチャンネルから遮断されることを許容してきました。逆に言えば、他の放送区域のチャンネル遮断が許容されなければ、地方の民間放送事業者の経営は初めから成り立ちません。この点の有線テレビジョン放送とは根本的に異なります。

放送区域内視聴者と地方の民間放送事業者との、この双方向的補完関係が損なわれると、当該区域の民間放送事業者の経営に深刻な影響を及ぼすことは明らかで、このことは間違いなく放送区域内に対する情報発信力が衰退することを意味します。ここでも危機に直面するのは、地元に必要な情報をできる限り提供しようとする、情報の地方分権です。

他の区域から発信される情報には当該区域の情報は元々含まれていませんし、まして東京から集中的に発信される情報にそれを期待できるはずはありません。

何よりも放送区域内に発生する緊急事態に際して、当該区域内の民間放送事業者がこれまで通りのライフライン役を果たせなくなるとするとき、その代役を有線テレビジョン放送が果たせるとは思われません。

おわりに

有線テレビジョン放送法が改正され大臣裁定制度が導入された1986年当時は、少数チャンネル地域も多く、またケーブル事業者の大半が小規模で普及も順調ではありませんでした。裁定制度はケーブル産業振興策として導入された、という側面は否めません。

ところが2006年度の「自主放送を行う許可施設」は、2,050万世帯に達し、世帯普及率は40.1%に及んでいます。これは1995年と比べて加入世帯で5.7倍、世帯普及率で4.9倍と、驚異的な成長ぶりです。また、この許可施設のうちケーブルを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は、2005年時点で3,850億円となっています。

そうした状況の中で、「再送信不同意の正当な理由」が今もって1986年の衆議院通信委員会答弁の「5条件」だけであるな

らば、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と受け止めざるを得ません。また、この5条件は本来ケーブルテレビ事業を行う上で、当然実施しなければならない事柄にすぎません。有線テレビジョン放送法の設立当時の立法趣旨と現状が乖離していることが再認識されるべき状況にあります。

また、再送信においては、有線テレビジョン放送法の同意と著作権法に基づく許諾という二つの基準が存在する不整合があります。

更に区域外における再送信、ならびに市町村合併によるケーブルテレビ業務の区域外再送信エリアの拡大を安易に認めることは、際限のないケーブル業務区域の拡大を意味し、地上波放送の「地域免許制」を形骸化させ、結果的に地域住民が被害者となる可能性があります。

著作権においては、放送番組に含まれる著作権などの具体的な権利処理方法は、法律や契約に基づき民間で協議すべき事項です。国がこれらの事項を棚上げにし、大臣裁定により再送信同意を強制することには大きな問題があります。

したがって、区域外再送信の問題は1986年時点で導入された制度で判断すべきでなく、大臣裁定制度や「再送信不同意の正当な理由」を抜本的に見直し、放送の「地域免許制度」に則した行政判断を期待します。

3. 本件に関する協議の経過

本件に関する協議の経過は〈資料2〉のとおりです。

4. その他参考事項

当該ケーブル事業者が契約者に送付しました「放送サービスに関するお詫び」を〈資料1〉に添付します。

当該ケーブル事業者の主張に対する当社の意見を〈資料3〉に述べます。

広島県南西部と山口県東部の地図を〈資料4〉として添付します。

以 上

平成19年4月6日

ご加入者の皆様へ

株式会社アイ・キャン

放送サービスに関するお詫び

拝啓 平素はケーブルテレビを御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます。

弊社の放送サービスに関しまして重要なお知らせがございます。

弊社のアナログ放送再送信サービスにつきまして、これまで山口県内放送局および広島県内放送局と協議をして岩国市の状況を理解していただいた上で各局の許可を得、放送を再送信して参りました。

その中で、株式会社 中国放送（以下、RCC中国放送）が当地域への放送を不許可する旨の通知があり、RCC中国放送の送信（弊社サービスの送信チャンネルはC18チャンネル）を停止せざるを得ない状況となりました。これを受けまして申し訳ございませんがRCC中国放送の送信を4月9日（月）に止むを得ず停止致します。

弊社と致しましては今後も放送再開に向けてRCC中国放送と誠心誠意協議を重ねてまいります。

RCC中国放送の送信を停止させていただくにあたり、弊社のテレビ利用料を1ヶ月あたり105円（税込）の減額をさせていただきます。テレビ利用料を年払いされているお客様につきましては、次回振替時に同様の減額調整をさせていただきますのでご了承ください。

ご加入者の皆様につきましてはご不自由をお掛けすることになりますが、何卒ご了承をお願い申し上げます。

敬具

ケーブルテレビ 株式会社アイ・キャン
岩国市山手町一丁目2番6号
0827-22-5678

<資料2>

アイ・キャンとの再送信に関する経過の概略
 6月19日、22日、28日はRCCより電話にて協議。
 それ以外の下記協議は、全て当社の会議室にて実施。

日時	出席者		内容
	アイ・キャン	中国放送	
2006年5月8日	取締役 [Redacted]	技術管理部長 技術管理部次長 [Redacted]	<p><アイ・キャン> 岩国市の広域合併に伴い、旧美和町に業務を拡張したい旨説明。 RCCはアイ・キャンの株主でもあるので迷惑はかけないと説明。 再送信の同意を出せないのであれば、黙認してほしい旨説明。 <中国放送> 拡張区域は放送区域外なので同意できない旨説明。</p>
2007年3月15日	取締役副社長 取締役 企画課長 [Redacted]	編成制作部長 技術管理部次長 [Redacted]	<p><アイ・キャン> 岩国市全域(本郷町・美和町)に対しての再送信同意を得たい理由を説明。 両町の現状と有料契約について説明。 RCCから同意が得られていないことを分かっているながら再送信を行っていることを確認。違法状態を認める。 視聴者への影響が大きいことから、再送信を止めることなく許可を得たい旨の説明。 <中国放送> 昨年4月にも文書で不同意通知をしている旨説明。 権利処理などにより同意できない理由を説明。 これまでの経緯について、違法状態を作ったアイ・キャン側の責任を指摘。</p>
2007年4月3日	取締役副社長 [Redacted]	編成制作部長 技術管理部次長 映像センター専任部長 映像センター [Redacted]	<p><アイ・キャン> 改めて再送信の同意願う。 総務省からの調査・今後の対応について説明。 昨年4月に不同意の返事があった時点では、エリア拡大工事に入っていたことの説明。 <中国放送> 同意している地区だけの再送信を要求。 これまでのアイ・キャンへの協力関係を説明し、今回のことについて遺憾の意を表明。 不同意の理由について再度説明。</p>
2007年4月9日	取締役副社長 取締役 企画課長 [Redacted]	編成制作部長 技術管理部次長 技術管理部次長 映像センター専任部長 [Redacted]	<p><アイ・キャン> 本日に新エリアについて再送信を止めることを表明。 再送信停止について加入者に出した文書について、指摘どおり誤りがあることを認める。訂正することを約束。 共同受信施設にアイ・キャンへ移行してもらってきた経緯など、現状を説明。 同意を求め理由を説明。</p>

<p>＜中国放送＞ 業務拡張区域については、RCCははっきりと断っている旨確認。再送信停止に際して郵送した加入者への通知文書のうち、「弊社のアナログ再送信サービスにつきまして、これまで山口県内放送局および広島県内放送局と協議をして岩国市の状況を理解していただいた上で各局の許可を得、放送を再送信して参りました」という部分は事実に基づいていないことを指摘し、訂正を求めます。 著作権などについて説明。 同意できない理由を説明。</p>			
<p>違法区域の再送信を止めることとなる。 ＜アイ・キャン＞ 業務拡張区域の再送信を止めたことを報告。苦情・問い合わせの現状を説明。 業務拡張区域の同意を再度要望。 ＜中国放送＞ 再送信停止について、RCCには苦情がほとんど来ていないことを説明。同意ができない理由を再度説明。</p>	<p>編成制作部長 技術管理部長 技術管理部次長 映像センター</p>	<p>取締役副社長 取締役 企画課長</p>	<p>2007年5月14日</p>
<p>＜アイ・キャン＞ RCCだけ業務拡張区域の再送信を止めたため、加入者に不便をかけている旨説明。 広島波の受信電界測定データを取り在広民放に提出したことを報告。再送信の同意を要望。 デジタルでは業務拡張区域は考えていないことを表明。 ＜中国放送＞ 再送信停止による加入者への不便は、アイ・キャンが責任を負うべき旨説明。 測定データについて反論。 中国総合通信局へのケータブル事業者提出のデータについて、「RCCが文書にて不同意を通知しているのは、誠意ある対応(在広他局は口頭のみ)。それをRCCのみが強行に不同意を言っている」とごく報告していることへのクレーム。 業務拡張区域への再送信不同意を、あらためて通知。 2007年5月14日申し込みの再送信同意願いに対して、不同意を文書で通知。</p>	<p>代表取締役専務 常務取締役</p>	<p>代表取締役社長 取締役副社長 取締役</p>	<p>2007年5月15日</p>
<p>2007年5月29日</p>			
<p>＜中国放送＞ 6月15日のアイ・キャン株主総会にRCCが出席し、2006年度の事業報告にコンプライアンスを遵守しているとの記載があることに対して、事実とは違うと指摘。これを受けて違法行為を認めた回答があったことが、株主総会の議事録に載るか質問。記載がない場合、RCCが議事・発言主旨をまとめた文書を受け取るよう要望。 ＜アイ・キャン＞ 議事録には載らないと説明。</p>	<p>技術局長</p>	<p>総務担当者</p>	<p>2007年6月19日</p>

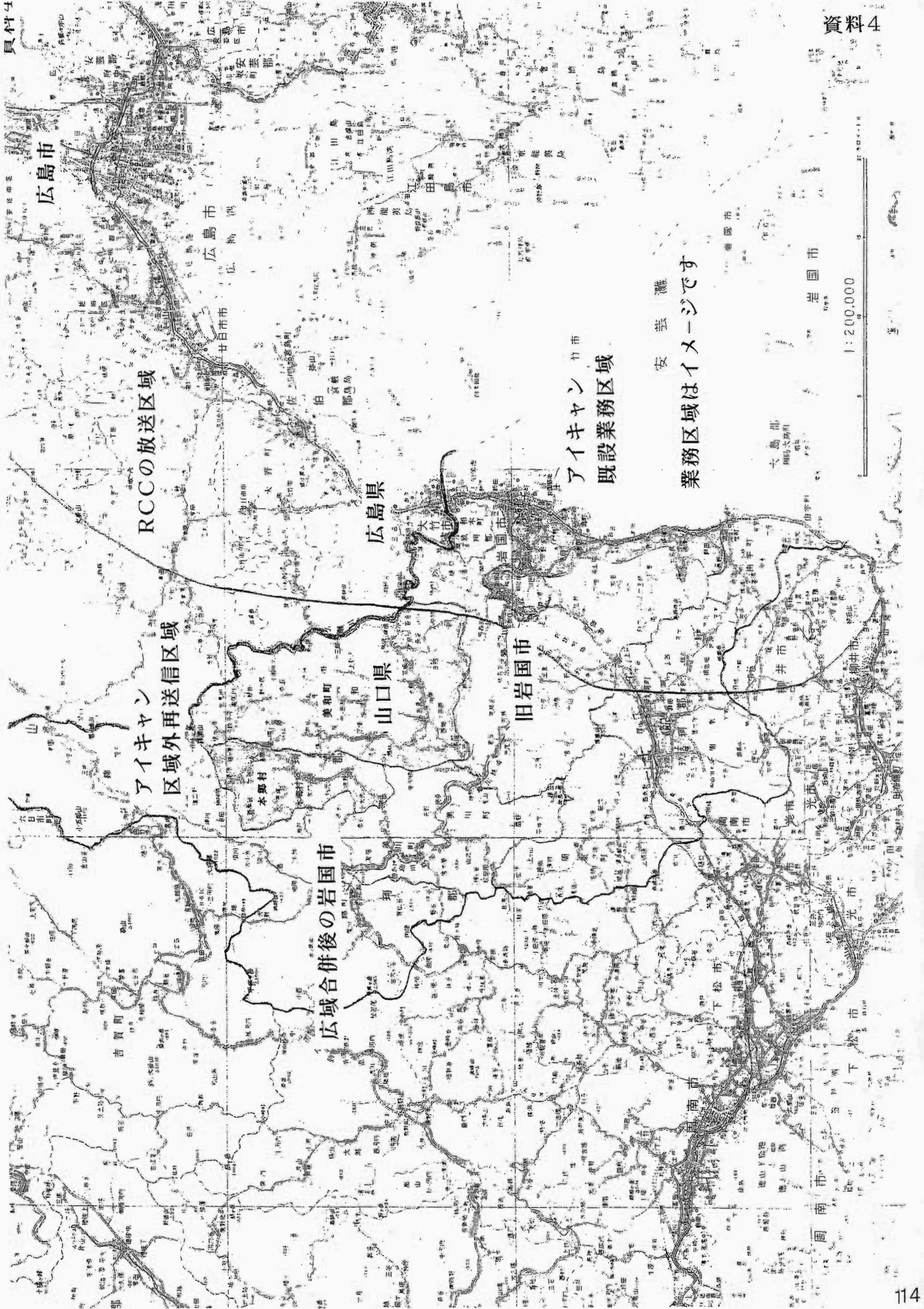
2007年6月22日	総務担当者 取締役副社長	技術局長	技術局長	＜アイ・キャン＞ 大臣裁定を申請しているので、上記文書受領はしない旨説明。
2007年6月28日	取締役副社長	技術局長	技術局長	＜中国放送＞ 中国放送が作成した総会の議事・発言要旨文書の受領については不本意ながらこれ以上求めず、当社に記録として残すことを連絡。

<資料3>

株式会社アイ・キャンの主張に対する当社の意見

対立点	株式会社アイ・キャンの主張	株式会社中国放送の意見
<p>地上放送が県域免許となっているので、基本的に県外には同意できない</p>	<p>岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接しており、地域性・生活圏・経済圏・電波受信状況の点から元々、広島県放送局・山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害(防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等)の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴しているところもあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>	<p>元々広島県に隣接していたのは、美和町だけで、本郷町と由宇町は合併で隣接となったもの。</p> <p>両県の波を見る行為は、視聴者個々から生じたもので、アイ・キャンが営利を目的として新たに取って代わることが必ずしも必要という訳ではない。</p> <p>アライブのアナログch変更対策は山口波に限られるべき。また当社よりRCCの電波の受信状況改善対策や補償を求めたことはない。</p> <p>愛媛波を再送信しないことは当然である。</p>
<p>放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋アンテナでも普通に受信・視聴している電波であり、共同受信施設でも受信・視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策としてケーブルテレビを導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは加入者にとって不利益となる。</p> <p>RCCは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、ケーブルテレビを整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波の方が画質がよく、住民はそちらを見る傾向が強い。</p> <p>RCCのタイムテーブルに掲載されているサービスエリアには、岩国市はもちろん山口県東部全体がサービスエリアとして記載されている。</p>	<p>旧岩国市は、総務省令2条11項「放送局の開設の根本基準」による技術的な電界強度があるため、エリアと考えているが、この省令の技術的電界強度に満たない地域は、見るができるからといって、放送エリアではない。また、その電界強度がぎりぎりのところでは、普通に見えるわけではなく、視聴者の自助努力により視聴可能になっている。</p> <p>共同受信施設は営利目的でなく、住民個々の努力による視聴であり、当時はTYSの電波が届いていなかったため同意しているが、アイ・キャンは営利目的であるため、当社の同意基準に合致しない地域については同意できない。アイ・キャンは移管を受ける際に有線テレビジョン放送法上の規則について、住民に説明をしていたのか疑問。</p> <p>格差是正対象は、山口県の放送波。</p> <p>更に、業務拡張区域の再送信を止めたにもかかわらず、問い合わせや苦情はほとんどないことから情報格差は埋められている。</p> <p>画質の良し悪しは、視聴者が判断すべきものでアイ・キャンではない。山口波の画質が悪いことこそアイ・キャンが格差是正のために取り組むべき責務ではないか。</p> <p>電波が届くであろう範囲のイメージで、実際、受信可能地点は点在する。</p> <p>また、これを営業ツールにしているわけではない。</p>
<p>著作権等の権利処理の問題がクリアされていないと放送局側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない。</p>	<p>権利処理について5団体は対応済みでJASRACは区域外放送分も支払っている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各CATV局へ報告がおりてきて対応することとなっている。</p> <p>また広島東洋カープ球団にもお願いに行</p>	<p>実際は、権利処理について5団体は現在協議途中である。また5団体に属さない権利者への対応について具体的な提示は一切ない。その他の団体の権利処理について日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていたといった記述は、その信憑性を疑わざるを得ない。</p> <p>(株)広島東洋カープは、「広島民放局が</p>

	<p>き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。</p> <p>旧岩国市は同意で、広島に隣接している美和町等を不同意というのは、著作権の権利問題を主張するRCCの説明には矛盾がある。</p>	<p>同意をしていることを条件にアイ・キャンの再送信を認める」という見解を示している。</p> <p>美和町は元々隣接であるが、それ以外の町は合併により隣接となったもの。省令からそれらの地域は放送エリアではないというのが不同意の理由である。</p>
<p>CATV局がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない</p>	<p>共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信コースを月額900円として特別に設けている。</p> <p>また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、当社は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。</p>	<p>本来地上波は無料である。それを移管させ、視聴者救済を名目に有料で再送信しているのは営業行為である。RCCの再送信を停止して、月額800円に値下げしたことも、RCCを有料チャンネル扱いしている証拠である。</p> <p>業務拡張区域を含む岩国市で「両県の放送を見られることが当然となっている」とは認識していない。</p>
<p>CM(全国ネット・広島ローカル)の問題</p>	<p>地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。</p>	<p>意図して放送しているものを、それを外れて放送されることが問題。</p>
<p>災害情報放送時の責任問題が発生する可能性がある</p>	<p>これも視聴者側の認識の問題であり、今までもローカルニュース、災害情報、選挙情報など視聴者はチャンネルを使い分けて見ているので、問題はおきないと思われる。</p>	<p>意図して放送しているものを、それを外れて放送されることが問題。</p> <p>災害情報が出ている時に、必ず山口波を見ているとは限らない。そこが問題。</p> <p>問題がおきていないのは不幸中の幸いである。問題がおきていないというのは、調査した結果か。もし、調査していないとすれば、それは人命軽視。</p>



アイキヤン 区域外再送信区域

広域合併後の岩国市

広島県

山口県

旧岩国市

アイキヤン 市

既設業務区域

安芸灘

業務区域はイメージです

大島郡 阿武隈支庁

岩国市

1:200,000

2007年7月12日

総務大臣 菅 義偉 殿



郵便番号 730-0504
住所 広島市 21番3号
氏名 株式会社 放送
代表取締役 安東 善博
電話番号 082-222-1112
(総務部)

意見書

Kビジョン株式会社より、2007年5月30日付けで提出されました、総務大臣裁定申請について、有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定により、別紙の通り意見を申し述べます。

1. 当社の名称と代表者氏名ならびに住所

名称 株式会社 ちゅうごくほうそう 中国放送
代表者 代表取締役社長 あんどうよしひろ 安東善博
住所 ひろしましなかくもとまち21ばん3ごう 広島市中区基町21番3号

2. 有線テレビジョン放送法第13条2項本文の同意をしない理由

(1) 当該ケーブル事業者の不適合性

当社は1996年に当該ケーブル事業者の再送信に同意しておりますが、2003年に当該ケーブル事業者による継続申請が出ていないため、同意契約は切れたと認識しております。その後、2005年に再送信同意願いが送付されてきましたが、当社の放送区域から逸脱していることや生活圏からかけ離れていること（2005年度の国政調査によっても、下松市の就業者・通学者2万7,298人のうち広島県への通勤通学者は170人で、わずか0.6%）、著作権問題などから不同意を文書で通知しましたが、当該ケーブル事業者は再送信を続けてきました。

当該ケーブル事業者は、本協議に際して2003年より同意が切れていることを認識しており、同意なき再送信は違法行為であることも認めております。また、当社は協議の中でも違法再送信を止めるよう申し入れておりますが、当該事業者はそれを無視して再送信を継続しております。

更に今回の中国総合通信局の指導により協議に入るにあたり、送付していない同意願いを送付したかのごとく同意検討を要望する文書を当社に送ってきました。

以上の点から当該ケーブル事業者は適合性を欠いており、しかも本件に係る協議もわずか二度あっただけで大臣裁定を申請しています。よって当社としては納得できるものではありません。

(2) 免許制度の下での「意図しての放送区域」

当社の再送信をどの地域で認めるかは、当社固有の判断事項です。当社としては「放送の意図しての地域」は「免許上の

放送区域」であると考えます。

この「意図しての放送地域」は「情報通信審議会」第3次中間答申でも、I・Pマルチキャスト再送信の地域性の取り扱いにおいて、「再送信をどの地域に認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項」、「放送事業者の判断を担保するため、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性がある」として、「放送の意図しての地域性」を認めております。

また、「免許上の放送区域」は、総務省令「放送局の開設の根本的基準」第2条の11号で定義され、電波監理委員会告示昭27第1923号により、全国の都市ごとに放送区域として確保すべき電波の強さが指定されております。

更に、電波法においては総務大臣の権限として「放送用周波数使用計画」を策定することが明記されております。

この周波数使用計画は歴史的経緯、地理的条件から勘案して、放送局の置局が周波数の公平かつ能率的使用に合致するように策定されております。

なお当社は当初、国のケーブル産業育成の目的に準じて、当該ケーブル事業者の前身である下松ケーブルテレビ株式会社に再送信の同意をしておりました。その後、熊毛中央テレビ共同受信施設組合（非営利）が合併し業務区域が今回の区域に広がった経緯があります。当該ケーブル事業者間の統合による再送信区域の拡大は単なる営利行為にすぎず、当社の「放送の意図しての地域」および「免許上の放送区域」を大幅に逸脱していません。

(3) 地元放送事業者による地域の災害情報放送の重要性

当社は1981年に広島県と「災害時における放送要請に関する協定」を結んでいます。この協定の趣旨は、県から災害についての放送を求められた場合、「内容を検討し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統についてその都度決定し、放送するものとする。ただし、放送できないとき又は、放送要請をした事項に疑義があるときは、直ちに甲（県）にその旨を連絡するものとする」というものです。当社は地域免許制度の下で、自治体から得た災害情報を自らの判断で地域住民のために放送し、自治体もそれを強く望んでいます。広島県の他には、1985

年に同名の協定を広島市とも結んでいます。山口地区においても、すべての地元民間放送局及びNHK山口放送局と山口県との間で、同名の協定が締結されています。

また、2005年に「市町、県、放送事業者の間の避難勧告等の情報伝達体制に関する会議」の中で、当時の総務省中国総合通信局の放送課長が、「災害時には必ずテレビやラジオをつける重要さが、改めてクローズアップされている。全ての放送局で、同じタイミングでできることが大切」と挨拶されています。これは、総務省も地元局の災害放送について強く望んでいることを象徴的に表す発言だと受け止められます。

こうした状況の中、区域外再送信の視聴が常態化することになると、地元放送局による居住区域における有事の際の放送や緊急災害情報が伝わらないことが危惧され、ひいては住民の生命や財産が脅かされることとなります。

また、地元放送局が放送する行政情報など地元情報に接する機会が減ることにもなり、これは住民にとって著しく不利益になるものと思われれます。

(4) CM (コマーシャル) の地域性

民間放送事業者の主たる収入源であるCMは、広告主や視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っております。また、同じ系列の同じ番組でも、地域によってCMが異なることも少なくありません。

特定の商品需要拡大を目的として、地域限定CMやキャンペーンCMをスポット的に放送することがよくありますが、区域外にこのようなCMが再送信されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことになり混乱を招くこととなります。

一方で、山口県を対象としないCMが山口県内に流れることは、地元経済の活性化という面からも好ましくありません。広告媒体としてのテレビは、地元企業の発展に寄与するものと考えます。山口県においても、地元放送事業者の媒体力が低下することは、地元経済にとって明らかなマイナス要因となります。

(5) 著作権などの問題

当社の放送する番組はプロ・アマチュアの区別なく、多くの

方から番組内の著作物使用許諾を受けて成り立っています。

もともと当社と当該ケーブル事業者とは、権利者5団体のみならず、アウトサイダー（その他の団体および個人の権利者）も含めて当該ケーブル事業者が権利処理を行うという前提で再送信同意契約を交わしておりました。しかし同意期間中に、当該ケーブル事業者が権利処理を実際に行っているという実績は確認できませんでした。

現在当該ケーブル事業者は、5団体の権利処理については一部支払い済みとの見解を示しておりますが、当社はいまだ協議途中の事項があると認識しております。またアウトサイダーへの権利処理対応について当社に具体的な提示はいままでに一切ありません。

このように当該ケーブル事業者は、著作権対応が不明確な上、当社が停止を要求してもなお当社の許諾なく再送信を行うという、著作権法上の違法行為を続けています。

(6) 危機に直面する情報の地方分権

そもそも、県域免許制度は電波の有限希少性に基づくものであることは言うまでもありませんが、その電波の利用者たる民間放送事業者に対して国は様々な義務と責任を付加し、勝手気ままな運用ができないように制度付けてきました。その最たる課題が現在進行中のデジタル化設備投資に見られる放送区域内あまねく視聴可能化義務であり、また発足以来果たしている番組総合編成の中での地域の日常的情報ライフラインとしての責任であります。

その双方を満たす努力を地方の民間放送事業者が続けているからこそ、一般的に当該放送区域内の視聴者は他の放送区域のチャンネルから遮断されることを許容してきました。逆に言えば、他の放送区域のチャンネル遮断が許容されなければ、地方の民間放送事業者の経営は初めから成り立ちません。この点が有線テレビジョン放送とは根本的に異なります。

放送区域内視聴者と地方の民間放送事業者との、この双方向的補完関係が損なわれると、当該区域の民間放送事業者の経営に深刻な影響を及ぼすことは明らかで、このことは間違いなく放送区域内に対する情報発信力が衰退することを意味します。ここでも危機に直面するのは、地元に必要な情報をできる限り

提供しようとする、情報の地方分権です。

他の区域から発信される情報には当該区域の情報は元々含まれていませんし、まして東京から集中的に発信される情報にそれを期待できるはずはありません。

何よりも放送区域内に発生する緊急事態に際して、当該区域内の民間放送事業者がこれまで通りのライフライン役を果たせなくなるとするとき、その代役を有線テレビジョン放送が果たせるとは思われません。

おわりに

有線テレビジョン放送法が改正され大臣裁定制度が導入された1986年当時は、少数チャンネル地域も多く、またケーブル事業者の大半が小規模で普及も順調ではありませんでした。裁定制度はケーブル産業振興策として導入された、という側面は否めません。

ところが2006年度の「自主放送を行う許可施設」は、2,050万世帯に達し、世帯普及率は40.1%に及んでいます。これは1995年と比べて加入世帯で5.7倍、世帯普及率で4.9倍と、驚異的な成長ぶりです。また、この許可施設のうちケーブルを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は、2005年時点で3,850億円となっています。

そうした状況の中で、「再送信不同意の正当な理由」が今もって1986年の衆議院通信委員会答弁の「5条件」だけであるならば、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と受け止めざるを得ません。また、この5条件は本来ケーブルテレビ事業を行う上で、当然実施しなければならない事柄にすぎません。有線テレビジョン放送法の設立当時の立法趣旨と現状が乖離していることが再認識されるべき状況にあります。

また、再送信においては、有線テレビジョン放送法の同意と著作権法に基づく許諾という二つの基準が存在する不整合があります。

更に当該ケースのように、生活圏が大幅に離れた地域への区域外再送信や、事業者同士の合併によるケーブルテレビ業務の区域外再送信エリアの拡大を安易に認めることは、際限のないケーブル業務区域の拡大を意味し、地上波放送の「地域免許制」を形骸化させ、結果的に地域住民が被害者となる可能性があります。

著作権においては、放送番組に含まれる著作権などの具体的な権利処理方法は、法律や契約に基づき民間で協議すべき事項です。国がこれらの事項を棚上げにし、大臣裁定により再送信同意を強制することには大きな問題があります。

したがって、区域外再送信の問題は1986年時点で導入された制度で判断すべきでなく、大臣裁定制度や「再送信不同意の正当な理由」を抜本的に見直し、放送の「地域免許制度」に則した行政判断を期待します。

3. 本件に関する協議の経過

本件に関する協議の経過は〈資料1〉のとおりです。

4. その他参考事項

当該ケーブル事業者の主張に対する当社の意見を〈資料2〉に述べます。

広島県南西部と山口県東部の地図を〈資料3〉として添付します。

以 上

<資料1>

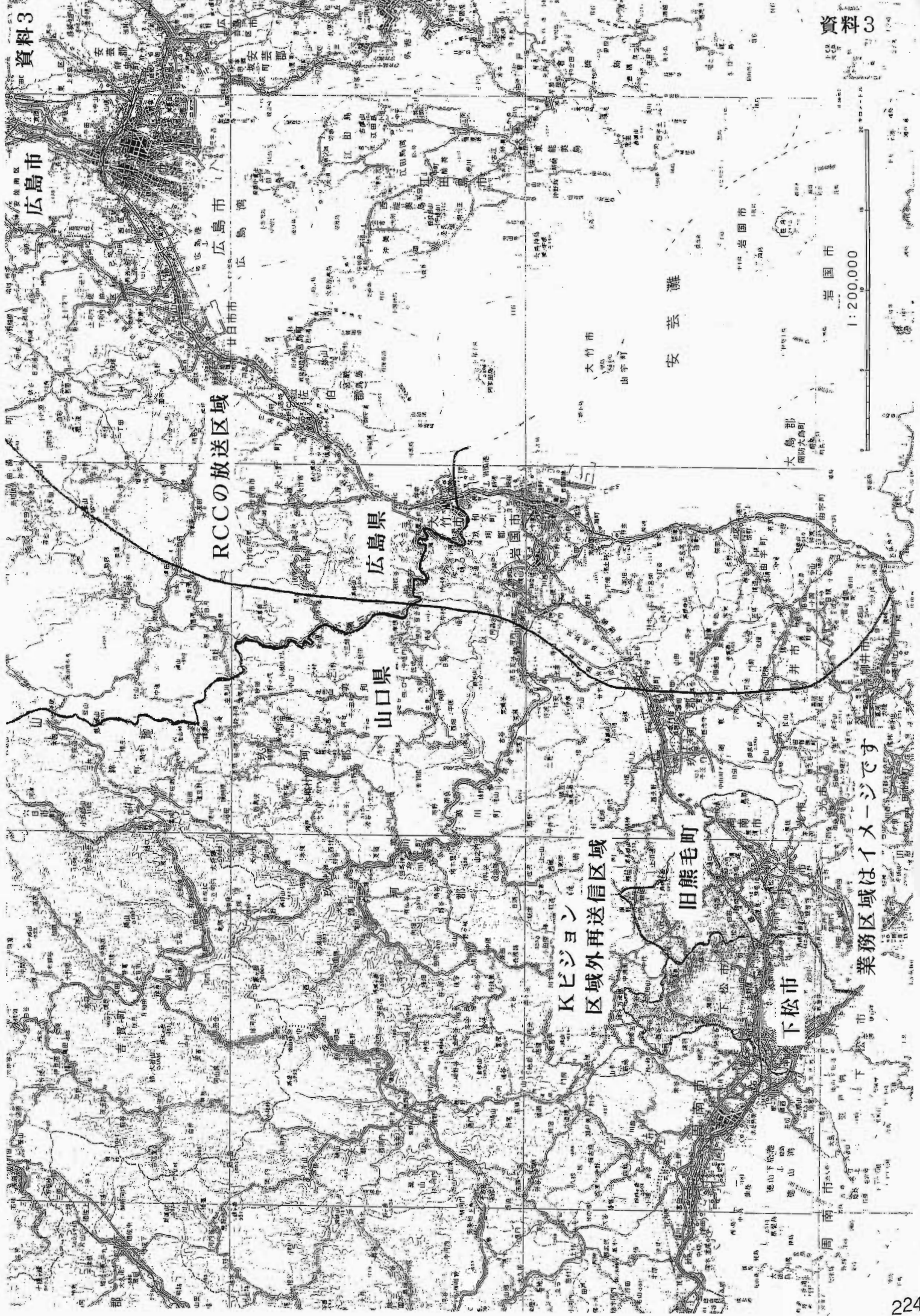
Kビジョンとの再送信に関する経過の概略
下記の協議は、全て当社の会議室にて実施。

出席者		内容
日時	Kビジョン	
2007年4月9日	<p>代表取締役専務 取締役技術部長</p> <p>中国放送 編成制作部長 映像センター専任部長 技術管理部長 技術管理部次長</p>	<p><Kビジョン> 同意期限が過ぎた2003年以降の同意状況等についてRCCからの問いに対して、2003年以降の同意を得ない再送信の謝罪。 出していない再送信同意申請についての同意返事要求について、事実でないことを認め謝罪。 中国総合通信局から報告を求められていることの説明。 九州局などを再送信している状況の説明。 視聴習慣があることなどからの再送信同意願い。 違法行為を認める。 <中国放送> 2003年以降、再送信同意願いが送られて来ていないことの確認。 中国放送は2005年に不同意文書を送っていることの確認。 不同意理由の説明。</p>
2007年5月14日	<p>代表取締役専務 取締役技術部長</p> <p>編成制作部長 映像センター 技術管理部長 技術管理部次長</p>	<p><Kビジョン> 中国総合通信局との確認内容の説明。 同意を得ていたものを不同意とされるのは、納得いかない旨主張。 <中国放送> 10年前と現在では、地元局の置局も含めて状況が違っていることを説明。 同意できない理由をあらためて説明。</p>

<資料2>

Kビジョンの主張に対する当社の意見

対立点	Kビジョンの主張	中国放送の意見
① 県域放送	放送波は当社エリアで受信している。視聴できないと、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活・文化的な結びつきは強く、広島民放局の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。	全域で受信可能ではなく、特定のポイントで受信可能なものを全域に解釈している。隣接しているから結びつきが強いとは限らない。また、地域の活性化に寄与しているとは考えていない。このことは、九州波の再送信でも同じ理由か。当社としては、それは疑問である。 また、結びつきが強いことを主張して同意を求めているが、2005年度国勢調査によると、下松市の就業者・通学者2万7,298人のうち、広島県に通勤・通学しているのは170人で、わずか0.6%に過ぎない。
② 著作権処理	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払済み。中国放送に帰属する著作権等については、協議して解決できる問題だと考える。	音楽をはじめ5団体の権利処理については協議中と認識している。一方、5団体に属さない権利者への対応については、ケーブル事業者から具体的な提示が一切ないのが現状。 RCCに対して著作権協議の努力を示された事実はない。
③ 災害時選局	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者にゆだねられている。	地元局以外を見る環境を故意に作るものが問題で、災害情報を見ていなかったのを視聴者に責任転嫁する考えは、人命軽視だと認識する。
④ コマーシャル	電波はスピルオーバーして方々でアンテナ受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。	意図していない地域にCMを流される広告主への影響は無視できない。視聴者にも誤った情報を与えることになる。 地元局以外を見る環境を故意に作るものが問題。
⑤ 被取材者の人権	コマーシャルの問題と同様、スピルオーバーは現実であり、近県に流れるのは想定内ではないか。東京や大阪で放送されるわけではない。	県域放送を条件に取材に応じてもらえるケースは少ない。 意図した放送地域以外に放送されると、人権侵害につながる恐れがある。
⑥ 過去の同意	過去に2度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に当社が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。	ケーブルテレビの創世記において、産業育成の目的に準じて、同意をした経緯はある。しかしながら、ケーブルテレビ産業の著しい成長や著作権問題などから、同意が出来ないと判断した。 Kビジョンは10年間というが、当社は2005年より不同意を通知している。また、Kビジョンは視聴者というが、これはKビジョンの契約者で、地上波の視聴者とは違う。 Kビジョンは視聴者のためと言いながら、当社との協議はほとんどない上に、3,150円の有料契約をしており、ただビジネスをする上で視聴者を盾に取っているとしか思えない。



RCCの放送区域

広島県

山口県

Kビジョン
区域外再送信区域

旧熊毛町

業務区域はイメージです

1:200,000